

認知症対応型通所介護事業
介護予防認知症対応型通所介護事業
ケアネット 共用型デイサービス あいづ 運営規程

(目的)

第1条 この規定は、(株)ケアネット会津サービスセンターが設置運営する認知症対応型通所介護事業及び介護予防認知症対応型通所介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営をはかることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症等により生活援助が必要となった高齢者が家庭的な雰囲気の小規模な住まいにおいて、一人ひとりの状態や希望に応じ、残された能力を活用しながら、自分らしい日常生活が送れるよう、そして、ご家族の悩みや負担を軽減できるように配慮しながら環境整備や援助等の実施を目的とする
また、地域住民、居宅サービス事業所として、地域社会の一員としての役割を担いながら地域に役立ち信頼される事業所となることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 1 本事業所において提供する認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護は介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
2 利用者の人権、人格及び意志を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
3 認知症等による中核症状・周辺症状に対し、利用者およびご家族のニーズを的確に捉え利用者に適した環境作りと状態や希望に応じた適切な介護・援助を実施する。
4 明るく家庭的な雰囲気を有した場所となるよう、地域や家庭等との結びつきを重視し信頼と安らぎのある時間を過ごすことができるような援助を実施する。
5 利用者及び家族に対し、サービス内容・方法、認知症対応型通所介護計画等について説明を行ない、同意を得ると共に情報の共有を図り連携した援助を行う。
6 常に提供したサービスの質の管理・評価を行ない、質の高いサービスを提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。
① 名称 ケアネット 共用型デイサービスセンターあいづ
② 所在地 会津若松市門田工業団地3-7-1

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとする。
① 管理者(生活相談員) 1名(常勤、兼務)
管理者は、事業所としてのサービス・事業及び職員等の管理を一元的に行う。
管理者は地域地域・利用者・他事業所との積極的な連携に努める
② 計画作成担当者 1名(常勤、兼務)
計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう居宅サービス計画に沿った認知症対応型通所介護計画の作成を行う
③ 介護職員 7名以上(常勤、兼務)
介護従事者は、入居者に対し必要な介護及び生活支援を行う。

(営業日および営業時間)

第6条 営業日 月曜日～金曜日
(但し、12月30日から1月3日を除く)
営業時間 8:30～17:20

(利用定員)

第7条 利用定員は、3名以下とする。

(事業の実施地域)

第8条 会津若松市内

(介護の内容)

第9条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする

- ① 疾病、認知症等の症状、原因、治療、対応方法について理解を深め、利用者の意向に沿った日常生活行為（食事、入浴、排泄、衛生等）の介助及び生活の質を高めるための支援、援助を行う。
- ② 家庭での生活や健康であった頃と同じような日常生活を営むことが出来るよう支援する。また、加齢及び認知症による心身の機能低下の予防、維持、向上を図るための支援、援助を行う。
- ③ 利用者一人ひとりの歩んできた人生や家族との関係、趣味、考え方を知り、個々の習慣や生活を大切にしたい支援、援助を行う。
- ④ 利用者の心身の状況等、環境や医療サービス・福祉サービスの利用状況等の把握に努め、指定居宅支援事業者や保健医療福祉関係者との連携に努め必要な援助を行う。
- ⑤ 必要に応じ、自宅までの送迎の援助を行う
- ⑥ 居宅において入浴が困難な利用者に対し、気持ち良く入浴できる場を提供する
- ⑦ おいしく食事ができる環境を整備し、利用者に合わせた食事の提供、介助を行う

(介護計画の作成)

- 第10条 1 認知症対応型通所介護サービス及び介護予防認知症対応型通所介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型通所介護計画及び介護予防認知症対応型通所介護計画（以下「介護計画」という。）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更の際には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
 - 3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況について評価を行う。

(利用料等)

- 第11条 1 本事業が提供する認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。
ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
- ① 食費 550円（1回）
 - ② その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められた実費費用
 - ③ キャンセル料 550円（1回）
- 2 利用料は、月ごとに発行する請求書に基づき、銀行口座振込みによって指定期日まで支払うものとする。
 - 3 介護保険給付額に変更があった場合は、変更された額に合わせて負担額を変更する。介護保険給付対象外サービスについて、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は変更することがある。その場合、2ヶ月前までに変更の内容と事由について説明する。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第12条 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の対象者は、要介護状態または、要支援状態と認定された利用者でかつ、次の各号を満たす者とする
- ① 少人数による共同生活と共に活動することに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療する必要があること。

(地域との連携等)

- 第13条 1 共用事業所が設置する運営推進会議からの要望・意見等も参考にし、開かれた事業所となるように努める
- 2 地域住民や地域団体等との連携および協力関係を築き積極的に地域との交流に努める

(秘密保持)

- 第14条 1 本事業所の従業者は、業務上知り得た利用者または家族の秘密保持を厳守する。
- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 利用者の個人情報を担当者会議及び他施設や医療機関への入所、入院する場合について資料として用いる場合、利用者、家族へ説明し同意を得るものとする。

(苦情処理)

- 第15条 1 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講ずるものとする。
- 2 提供したサービスに関して、介護保険法第23条の規程による市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求めまたは当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供したサービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体が行う法第176条第1項台2号の規程による調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規程による指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

- 第16条 1 利用者または他の入居者等の生命、身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他、利用者の行動を制限する行為は行わない。
- 2 緊急やむを得ない場合には、家族等に「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」にて、説明を行い、文書にて同意を得る。

(損害賠償)

- 第17条 1 利用者に対する介護サービス提供に当たって、賠償すべき事故が発生した場合は速やかに損害賠償を行う。
- 2 前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(衛生管理)

- 第18条 1 認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護事業を提供するために必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意する。
- 2 従業者は、感染症等に関する知識を習得し予防と対策に努める。

(緊急時における対応策)

- 第19条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡を取り、適切な措置を講ずる。

(事故発生時における対応策)

- 第20条 1 利用者に対する認知症対応型通所介護及び介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事故状況及び事故に際して採った措置について記録する。また、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

- 第21条 1 非常災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行う。

(その他運営についての重要事項)

- 第22条 1 従業者等の質の向上を図るために、次のとおり研修の機会を設ける。
- | | |
|------------|------------------|
| ① 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内または事前に実施 |
| ② 経験に応じた研修 | 随時 |
- 2 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、認知症対応型通所介護計画書及び介護予防認知症対応型通所介護計画書、その他必要な記録、帳票類を整備する。
- 3 この規程に定める事項の他運営に関する重要事項は、(株)ケアネット会津サービスセンター長及び管理者が定めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延防止のための措置)

第24条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業者において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(虐待防止に関する事項)

第25条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附則 この規程は令和6年 4月 1日から施行する。